

大規模小売店舗の届出について市町村から聴取した意見に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により屋久島町長から次のとおり意見を聴取したので、当該意見を令和2年6月30日から1月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課及び熊毛支庁屋久島事務所総務企画課において縦覧に供する。

令和2年6月30日

鹿児島県知事 三反園訓

1 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）ドラッグコスモス屋久島店

熊毛郡屋久島町小瀬田字冬越シ815番13 外

2 意見の対象となった届出及び届出年月日

法第5条第1項の規定による新設に関する届出

令和2年2月10日

3 意見の概要

(1) 駐車需要の充足等交通に係る事項

ア 駐車場の必要台数の確保 問題なし

イ 駐車場の位置及び構造等 問題なし

ウ 駐輪場の確保等 問題なし

エ 自動二輪車の駐車場の確保 問題なし

オ 荷さばき施設の整備等 問題なし

カ 経路の設定等 問題なし

(2) 歩行者の通行の利便の確保等 問題なし

(3) 廃棄物減量化及びリサイクルについての配慮 問題なし

(4) 防災・防犯対策への協力 問題なし

(5) 騒音の発生に係る事項

ア 騒音問題に対応するための対応策について 問題なし

イ 騒音の予測・評価について 問題なし

(6) 廃棄物に係る事項等

ア 廃棄物等の保管について 問題なし

イ 廃棄物等の処理について 問題なし

ウ その他設置者としての廃棄物等に関連する対応方策について 問題なし

(7) 街並みづくり等への配慮等 問題なし

(8) その他

説明会において近隣の住民にはしっかりと説明されており、反対意見等もなかった。4月下旬頃から土地の造成工事が行われているが特に苦情等も発生していない。